

作成日 令和8年9月8日

重大な個人情報の漏えい等事案

1. 漏えい等事案の発生日及び発覚日

発生日：令和8年7月7日

発覚日：令和8年9月3日

2. 漏えい等事案に係る事実経過：

概要：

マイナンバーカードの特急発行申請※完了後、マイナンバーカード交付申請書類（交付申請書・出生届の写し・母子手帳の写し）が事務処理の過程で所在不明となったもの

※特急発行申請：特定の要件に該当する方に対し、通常1～2か月程度かかる交付までの期間を、約1週間程度に短縮してカードを発行・受け取りできる仕組み

発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：

- ・ 7月6日（月） 琴海地域センターあて、マイナンバーカード特急発行申請書、出生届の写し等が提出される。
- ・ 7月7日（火） 琴海地域センターにおいて、特急発行事務処理端末に係る処理完了。
※その後、通常であれば、申請関係書類をマイナンバーカード所管課（住民情報課）へ送付する。
- ・ 9月3日（木） マイナンバーカード所管課（住民情報課）から琴海地域センターへ、マイナンバーカードは発行されているものの特急発行の申請関係書類が届いていない旨の連絡あり。

3. 漏えい等した情報の内容

媒体：紙

内容：出生児 氏名、性別、生まれた日時、生まれたところの種別・住所・施設名称、体重、身長、単胎・多胎の別
父 氏名、生年月日、年齢、本籍地・筆頭者、同居を始めたとき、職業、携帯電番号
母 氏名、生年月日、年齢、妊娠週数、出産した子の数、職業
医師 氏名

4. 漏えい等した情報の対象人数

4人

5. 漏えい等事案の発生原因

漏えい等させた者：琴海地域センター職員

原因：紛失

マイナンバーカード交付申請書類等を、事務処理後マイナンバーカード所管課（住民情報課）へ送付する必要があったが、誤って他の処分文書と一緒にシュレッダーにより廃棄した可能性が高い。

6. 漏えい等事案の発生後の対応

9月4日 届出者（申請人の父）状況説明と謝罪の電話
9月5日 医療機関医師へ状況説明と謝罪の電話
9月7日 個人情報保護委員会及び総務省へ報告
9月8日 公表（市政記者への情報提供）

7. 漏えい等事案の再発防止のための措置

実施済の措置：

個人情報の取り扱いについて、改めてその重要性を再認識し、慎重かつ確実な管理や事務処理を行うことを徹底するとともに、次のとおり事務の見直しにより再発防止策を講じる。

（具体的な事務手順の見直し）

- (1) 事務処理後申請書等を送付用キャビネットへ保管する際に、途中で事務処理を中断せず確実に保管するとともに、関係書類を所管課へ送付する際の事務処理及び個人情報が記載された書類の取り扱いに関する意識を徹底する。
- (2) マイナンバーカードの特急発行申請に係る書類をマイナンバーカード所管課に送付するに当たっては、特急発行専用端末で出力される申請完了メールの件数や内容と送付簿の申請書等を突合し、送付漏れを防止する。
- (3) マイナンバーカード所管課（住民情報課）において、特急発行によるマイナンバーカードの交付日以降速やかに申請書類の到着確認を行い、送付漏れの早期発見を行う。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

--

8. 漏えい等事案に関する担当課

北総合事務所琴海地域センター